

## 1. (特約の適用範囲等)

インターネット専用口座（無通帳）（以下、「無通帳口座」という。）は、個人のお客さま専用の通帳を発行しない普通預金口座をいい、この特約は、無通帳口座を利用するにあたり適用される事項を定めます。

## 2. (キャッシュカードの発行)

無通帳口座は、キャッシュカード（以下「カード」という。）の発行を必須とします。

## 3. (お取引明細の取扱い)

無通帳口座の取引履歴は、しんきんバンキングアプリまたはさいしんダイレクトパーソナルにてお客さま自身が確認することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

## 4. (総合口座の取扱い)

無通帳口座は総合口座のお取扱いはできません。

## 5. (普通預金（無利息型）の取扱い)

無通帳口座は普通預金（無利息型）のお取扱いはできません。

## 6. (有通帳口座からの無通帳口座への切替え)

窓口にて既存の普通預金有通帳口座から無通帳口座へ切替えるときは、当金庫所定の申込書に届出の印章により記名押印して、同申込書を通帳およびご本人を確認できる当金庫所定の資料とともに提出して下さい。切替え手続きの完了後は、切替え口座の発行済みの通帳は一切ご利用できません。なお、申し込み希望口座の通帳、カード、印章の喪失の届出がある場合はお申込みできません。

## 7. (無通帳口座から有通帳口座への切替え)

無通帳口座を普通預金有通帳口座へ切替えるときは、当金庫所定の申込書に届出の印章により記名押印して、同申込書をカードおよびご本人を確認できる当金庫所定の資料とともに提出して下さい。有通帳口座への切替えにあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。

## 8. (預金の預入れ、払戻し)

当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預金機、現金自動支払機、現金自動振込機、現金自動預入払出兼用機（以下併せて「ATM」といいます。）により、現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。原則として、当金庫窓口で預入れ・払戻し等を行うことはできません。

## 9. (解約)

無通帳口座を解約する場合は、当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印して、無通帳口座のカードおよびご本人を確認できる当金庫所定の資料とともに提出して下さい。

## 10. (規定の準用)

この特約に定めのない事項については、普通預金規定、埼玉縣信用金庫バンキングアプリサービス利用規定、さいしんダイレクトパーソナル利用規定、カード規定ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）または契約書の各条項により取扱います。

## 11. (特約の変更)

- (1) この特約は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上  
(2022年7月19日現在)